

# 繊維学会公益法人化検討委員会 答申

平成22年3月

## 目次

### はじめに

- 1) 制度改正後の社団法人の種類
- 2) 新公益社団法人のメリット・デメリット
- 3) 繊維学会の移行可能性について
  - 3-1) 公益社団法人移行の可能性の検討
  - 3-2) 非営利型一般社団法人移行の可能性の検討
  - 3-3) その他の一般社団法人移行の可能性の検討
- 4) 他学会の状況
- 5) 委員会での議論の要点
- 6) 結論

### 委員名簿

参考資料1：公益認定の主な基準

参考資料2：公益目的事業（23種）とは

参考資料3：制度改正後の各法人のメリット・デメリットのまとめ

## はじめに

従来公益法人制度は民法第34条により規定されてきたが、抜本的改革により、新公益法人制度が平成18年6月2日に交付され、平成20年12月1日より施行されている。新制度に施行に伴う移行期間は5年間であり、平成25年11月30日までである。ただ新制度に関する公的な意見が十分には定まっておらず、新制度自身が学術団体を念頭において作られてはいないという意見もある〔学術の動向、2009.10、特集2学協会の新公益法人制度への対応の現状と課題〕。このような状況において、当該委員会では、社団法人繊維学会（以下、繊維学会）の新制度移行について、2回の会合を開き検討を重ねてきた。第一回の会合（平成21年8月20日）では、繊維学会事務局の田野氏より新公益法人制度の概略説明を受け、移行に際して要求される認定基準、定款や内部統制体制などの体制整備、事業区分、経理体制、公益法人移行後の基準維持や他学会の動き、移行に関わる繊維学会の現状分析などを行い、いくつかの問題点を明らかにした。第2回会合（平成21年12月1日）では、コンサルタント（辻・本郷税理士法人）に依頼して、繊維学会の平成20年度決算書をもとに簡易分析行ってもらいその報告を受けると同時に、第一回会合での問題点・疑問点をもとに質疑を行い、後に委員による議論を重ねた。以下に、その検討の結果を報告する。

### 1) 制度改正後の社団法人の類型

制度移行前の社団法人は改革により、法律的には（1）公益社団法人と（2）一般社団法人に分類される。さらに、国税庁の分類として、（2）の一般社団法人は(i)非営利型一般社団法人と(ii)その他の一般社団法人に分類される。繊維学会としては、3つの選択肢があることになる。

いったん公益認定を受けると、認定取り消しなどの処置による一般社団法人への変更は大部分の財産（公益目的取得財産）を外部に贈与しなくてはならない。すなわち、認定申請に際しては、公益社団法人として永劫持続できることを見極める必要がある。

### 2) 新公益社団法人のメリット・デメリット

新公益法人のメリットは、①社会的信用度が高くステイタス性が高いこと、

②税性優遇処置が受けられること、③寄付が受けやすいことなどがあげられる。デメリットは、①社団事業が『公益的目的事業』であることの説明が大変であること、②制度に合致した新しい体制や会計基準（平成20年度改正基準）の形式に作り替える必要があること（事業ごとの収支計算を表示した内訳書の作成などが必須。遊休資産は1年分の公益目的事業費を超えてはならないなど：参考資料1）、③公益法人移行後における認定継続のための手間が大変であること（毎年認定条件に合致していることを確認し続ける必要あり）などをあげることができる。

### 3) 繊維学会の移行可能性について

以下の3つの場合について検討を進めた

#### 3-1) 公益社団法人移行の可能性の検討

##### ①繊維学会の事業が、公益目的事業であることの説明が必要である

- ・法律の定める23業種であること（参考資料2）を確認する
- ・不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを主張する  
（会員の利益は、共益であり公益ではない）

##### ②基準にあった制度、会計資料の作成が必要である

- ・定款の改定が必要である
- ・事業の収支相償を満たさなければならない
- ・内部留保限度額

事業費・管理費・固定資産取得支出等の30%でなければならないが、繊維学会についてみれば、38%（平成20年度）で基準を満たしていない

- ・事業費率（＝事業支出／（事業収入＋前期繰越収支差額））は50%以上でなければならない。

繊維学会では63.8%であり、基準を満たしている

- ・支部、研究会の会計資料を整える必要がある

##### ③税制優遇処置について

- ・法人税：繊維学会は優遇される納税額は少ない
- ・源泉税：繊維学会は利息源泉税＝約7万円程度の優遇が受けられる
- ・寄付：寄付者は優遇が受けられる

- ④一般社団法人は新制度では届け出だけで作れる
  - ・公益社団法人の社会的ステイタスは将来上がる
- ⑤認定継続のための手間は非常に大変である
  - ・繊維学会では、今後事務員の数を増やせる見込みは低く、維持のために過度の負担が生じる可能性が高い
  - ・認定取り消しの可能性と財産贈与の可能性がつきまとう

コンサルタントの評価：事務作業の煩雑さや、認定取り消しの際の資産贈与など、認定申請に向けて課題は非常に多い状況です。それに比べて、メリットはあまり感じられません。(参考資料3)

### 3-2) 非営利型一般社団法人移行の可能性の検討

- ①公益目的支出計画策定をする必要がある
  - ・公益目的財産とそれ以外の資産の区別が必要である
  - ・資産によっては時価評価が必要である
- ②公益目的支出計画策定のため実施事業の計画策定である
  - ・毎年余剰金のでるような事業は計画には入れることができない
- ③毎年公益目的支出計画等の作成・提出が必要である
  - ・内閣府（または都道府県）の監督下におかれる  
(非営利型一般社団法人は税務署の管轄)
- ④税制
  - ・源泉税がかかる（繊維学会の場合には7万円程度の負担となる）
  - ・法人税：公益社団法人に比べ優遇はない。ただし、これまでと同様の優遇が受けられる（収益事業課税）

コンサルタントの評価：課題はありますが、これまでと変わらない運営が期待できます。公益社団法人に比べ、比較的自由的な活動ができますが、その分内部組織を充実させ、活発な運営を進めることが望まれます。(参考資料3)

### 3-3) その他の一般社団法人移行の可能性の検討

- ・通常の株式会社と同様の税制が適用され、また、ステイタスも劣るため、繊維学会としてはほとんどメリットがないと判断できる。(参考資料3)

#### 4) 他学会の状況

平成21年8月現在、新公益社団法人への移行を決めている主な学会は、日本科学会、日本金属学会、日本フィールドパワーシステム学会、日本塑性加工学会、日本鉄鋼協会、粉体粉末冶金協会、有機合成化学協会、日本溶接協会、砥粒加工学会、低温工学協会、日本航空技術学会、応用物理学会、日本トライポロジー学会、日本材料学会、自動車技術会、日本セラミック協会、土木学会であり、一般社団法人への移行を決めている主な学会は画像電子学会、日本建築学会、日本接着学会、ダム工学会、電子情報通信学会、日本工学会、日本機械学会、日本家政学会、日本繊維機械学会である。多くの学会はまだ検討中であり、様子を見ている状況である。平成22年2月の段階で公益社団法人認定を受けた学会はない。

#### 5) 委員会での議論の要点

- ①繊維学会にとり、最大のメリットは社会的信頼度、社会的ステイタスの高さであると考えられる。今後一般法人は届け出だけで設立することができるようになるため、繊維学会と類似の名称を持つ一般社団法人がでてくる可能性もあり、繊維学会との区別が困難になる。しかし、急激にその状況になるとは考えにくく、現状ではそれほど大きなメリットはない。
- ②税制的な問題については、繊維学会としては上記検討からも分かるように、大きなメリットはない。また、寄付をほとんど受けない繊維学会においては寄付をされる方へのメリットは享受できない。
- ③移行作業の手間は、公益法人と非営利型一般法人で差はあるものの、大きな差異はない。ただ、現状ではコンサルタントなどの専門家の助けを借りることなく移行作業を完了することは不可能と考えられる。
- ④繊維学会として、新公益法人移行のための1つのハードルとなるのは、新基準を満たす支部、研究会の会計制度の整備であろう。これに関しては、今後慎重な検討を要する。
- ⑤繊維学会には現在事務局に2名職員がいるが、すでにオーバーワークの状態である。また、今後事務職員の増員は期待できない。新公益法人に移行した際には、事務的な作業が増大することは避けられず、今後事務員数の増大を見込めない繊維学会においては、新公益法人体制を維持することができない可能性

がある。その場合に、認定取り消しなどの処置による公益目的取得財産の外部への贈与の可能性が予想される。

## 6) 結論

以上のような議論を踏まえ、現時点で繊維学会が公益社団法人へ移行することへ大きなメリットは見いだせず、同時に認定取り消しなどの処置による公益目的取得財産の外部への贈与の可能性が予想される。繊維学会に取り、社会的信頼度、ステイタス性は重要な課題であり、これを満たす必要はあるが、一般社団法人に移行した際に、将来的に社会的信頼度が低下する危惧はあるものの、現時点での急激な影響はないと予想される。これらのことより、「繊維学会としては、まず非営利型一般社団法人に移行し、その後学会内外の状況を見極め、公益社団法人への移行を検討する」と結論した。

繊維学会公益法人化検討委員

---

## 委員名簿

### 委員長

金谷利治（京都大学）

### 委員

鞠谷雄士（東京工業大学）

高岸 徹（東京家政大学）

高橋 洋（東レ（株））

高原 淳（九州大学）

保城秀樹（（株）クラレ）

## (参考)公益認定の主な基準

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第2号

1. 公益目的事業（23種類）が主たる目的であること。
2. 公益目的事業を行うための経理的基礎や技術的能力を有するものであること。
3. 社員・評議員・理事・監事・使用人などに特別な利益を与えないものであること。
4. 会社経営者・特定の個人や団体や特別の利益を与えないこと。  
ただし、公益社団法人に対し、その公益社団法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合はこの限りでない。
5. 抜本的な取引、高利の融資、社会的信用を維持する上でふさわしくないもの、公の秩序や善良の風俗を害するおそれのある事業を行わない。
6. 公益目的事業収入がその実質に要する費用を超えないと見込まれるものであること。
7. 収益事業等を行う場合、公益目的事業の実質に支障をきたさないものであること。
8. 公益目的事業比率が50%以上であること。
9. 進捗財産額が1年間の公益目的事業の実施費用を超えないものであること。
10. 役員（理事・監事）の総数（配偶者及び三親等内）の合計数が役員総数の3分の1を超えないものであること。
11. 他の同一団体の役員・使用人の合計数が役員（理事・監事）総数の3分の1を超えないものであること。
12. 原則として会計監査人を置いているものであること。
13. 役員・評議員に対する報酬が民間事業者に比べて不当に高くないものであること。
14. イ) 一般社団法人が社員の入退会に不当な条件をつけていないものであること。  
ロ) 一般社団法人が社員総会で行使できる議決権の数や条件などに関する定款の定めがある場合、次のいずれにも該当するものであること。
  - ① 社員の議決権に関して、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
  - ② 社員の議決権に関して、会費などに依りて票に差をつけられないものであること。
- ハ) 一般社団法人で理事会を置いているものであること。
15. 原則として株式や内閣府令で定める財産を保有しないものであること。
16. 公益事業目的に行うための特定財産がある場合、そのことや維持及び処分に関する定款で定めているものであること。
17. 公益認定の取消し処分や合併により法人が消滅した場合、公益目的取得財団を継承し、その公益認定取消し処分又は合併日から1ヶ月以内に類似事業目的の公益社団法人等に贈与することを定款で定めているものであること。
18. 清算をする場合、残余財産を類似事業目的の公益社団法人等に帰属させることを定款で定めているものであること。

本分析はご提供いただいた資料を基に行った分析です。  
その他の状況等により分析結果が変わる可能性がありますので、ご留意下さい。

(参考)公益目的事業(23業種)とは…

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律より抜粋

1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
3. 障害者若しくは生活困難者又は高齢、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
6. 公衆衛生の向上を目的とする事業
7. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
8. 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を養(かん)養することを目的とする事業
10. 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
11. 事故又は災害の防止を目的とする事業
12. 人権、性別その他の自由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は投票の自由の尊重又は差遣を目的とする事業
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
15. 医療相互連携の促進及び国際協定上にある海外地域に対する経済協力の日賦とする事業
16. 地域環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
17. 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
18. 国民の健全な進歩の確保に資することを目的とする事業
19. 地域社会の健全な発展を目的とする事業
20. 公正かつ自由な経済活動の確保の確保及び促進並びにその活性化による国民性の向上を目的とする事業
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
22. 一般消費者の利益の確保又は促進を目的とする事業
23. 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定められたもの

本所所長ご提出いただいた資料は業に行った区分前です。  
その他の区分等により区分変更がされる可能性がございますので、ご留意下さい。

制度改正後の各社団法人のメリット・デメリットのまとめ

|  |   |
|--|---|
| <p><b>公益社団法人</b></p> <p>《メリット》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ステイタス性が高い</li> <li>②法人税の税制優遇が受けられる<br/>(法人税、源泉税)</li> <li>③寄付者に対する税制優遇が受けられるため、<br/>寄附を受けやすい</li> </ul> | <p>《デメリット》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①認定取得の際に公益目的取得財産を外部へ贈与</li> <li>②認定条件が非常に厳しい</li> <li>・公益目的事業の定義が狭い</li> <li>・不特定多数の利益の増進に寄与する事業内容</li> <li>③認定取得要件や毎年の報告が非営利となる（行政庁への申請・報告内容が非常に細かいため）</li> <li>④ディストロージャーによる法人の負担増</li> <li>⑤行政庁の監督が厳密</li> </ul> |
| <p><b>非営利型<br/>一般社団法人</b></p> <p>《メリット》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①活動の制限が無く、自由な活動が期待できる</li> <li>②認定取消などの心配が無い</li> <li>③公益社団法人に比べ毎年の事務作業が容易</li> </ul>           | <p>《デメリット》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ステイタス性が公益社団法人に比べ弱い</li> <li>②法人税の優遇は利払改正前とほぼ同様（収益事業課税）<br/>利子に対して源泉税を徴収される（20%）</li> <li>③公益目的支出計画の適正性と確実性が求められる<br/>(※特別庶民法人の場合)</li> </ul>   |
| <p><b>その他の<br/>一般社団法人</b></p> <p>《メリット》 非営利型一般社団法人と同様</p>  | <p>《デメリット》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①非営利型一般社団法人と同様</li> <li>②法人税の税制優遇が無い（全所得課税）</li> </ul>  |

本分析はご提供いただいた資料を基に行った分析です。その他の状況等により分析結果が変わる可能性がありますので、ご留意下さい。